

【答申の概要】 諮問第216号 自己所有の建物に係る市から提出された報告書等の非開示決定に対する審査請求

件名	自己所有の建物に係る市から提出された報告書等の非開示決定に対する審査請求
本件対象公文書	国からの通知に基づき、特定地番所在の審査請求人所有の建物に違反が認められる場合に本件に係る特定行政庁（以下「本件特定行政庁」という。）から実施機関に対して提出されることとなる情報提供に係る報告書等
非開示理由	条例第10条（存否応答拒否）
実施機関	静岡県知事（交通基盤部建設業課）
諮問期日	平成30年5月18日
主な論点	本件対象公文書の存否を答えることが、条例第7条第2号、第3号及び第6号に規定する非開示情報を開示することになるとして非開示（存否応答拒否）とした決定の妥当性

**審査会の結論**

静岡県知事の決定は妥当である。

**審査会の判断**

1 本件処分について

本件審査請求は、別記1（本件請求文書）の開示を求めるものである。

実施機関は、開示請求時の審査請求人への聞取り結果も踏まえ、本件技術的助言に基づき、本件建築物に違反が認められる場合に本件特定行政庁から実施機関に対して提出されることとなる情報提供に係る文書（本件対象公文書）の開示を求めていると解した上で、本件対象公文書の存否を答えることは、条例第7条第2号、第3号及び第6号に規定する非開示情報を開示することになるため、条例第10条の規定によりその存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否したものである。

(1) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関は、本件処分を行った理由について以下のとおり説明する。

(7) 審査請求人に対して開示請求時に確認したところ、本件開示請求は、本件建築物について法令違反があり、本件特定行政庁から法令違反の当該建築物及び法令違反の当該建築物の建設に携わった建築士や建設業者（以下「建設業者等」という。）について実施機関に報告を行っていることを前提としたものであった。本件建築物については、実施されればその旨公表されることとなる是正命令が行われていないことから、本件技術的助言に基づき、本件建築物に違反が認められる場合に特定行政庁から都道府県知事に対して提出されることとなる情報提供に係る文書を特定した。

したがって、本件開示請求の対象となる文書の存否を答えることは、審査請求人所有の本件建築物が違反建築物であるという事実の有無、違反建築物であるとする本件建築物の建築に特定の建築士や建設業者が携わった事実の有無、本件建築物に関して実施機関が調査を開始した事実の有無を明らかにすることになる。

(4) 本件特定行政庁に確認したところ、本件技術的助言に基づき、本件特定行政庁から実施機関に違反事実の報告を行ったかどうかという情報については、公にしておらず、公にする予定もないとのことである。また、本件技術的助言では、特定行政庁は違法行為を把握、確認した場合は、違反の態様に応じ、公表の公益性と所有者の財産権の保護等を比較考量した上

で公表することとしている。本件建築物に違反事実が存在すると仮定しても、本件特定行政庁において公表の事実はなく、公表の予定もないとのことである。そうすると、当該情報は条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イ及びウに該当する事実も認められない。

(ウ) 建設業者等が公になれば、建設業者等が法令違反行為を行ったか否かにかかわらず、法令違反を行ったかのような印象を与えてしまい、風評被害が生じるなど、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第3号に該当すると認められる。

(エ) 本件に係る関係者が本件特定行政庁及び実施機関の指導や調査等の対象となっていることが明らかとなると、本件建築物の利用状況や建築計画概要書等、他の情報と照合することにより、本件特定行政庁及び実施機関の指導や調査等の方法や傾向、進捗状況が明らかとなり、他の建築物等の違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるといった法令違反の正確な事実の把握を困難にし、今後の建築行政に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当すると認められる。

(オ) したがって、本件対象公文書の存否を答えることは、条例第7条第2号、第3号及び第6号の非開示情報を開示することとなるので、条例第10条の規定により存否応答拒否としたものである。

イ 実施機関の上記アの説明を踏まえ検討する。

本件開示請求は、別記1（本件請求文書）の開示を求めるものであるところ、本件対象公文書について、本件建築物については実施されればその旨公表されることとなる是正命令が行われていないことから、本件技術的助言に基づき本件建築物に違反が認められる場合に、本件特定行政庁から実施機関に対して提出されることとなる情報提供に係る文書を特定したとする上記実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

そうすると、本件対象公文書の存否を明らかにすることは、審査請求人所有の本件建築物が違反建築物である又はその可能性が高いと判断されたかどうか（以下「本件存否情報」という。）等を明らかにすることになると認められる。

次に、本件存否情報を明らかにすることにより非開示情報を開示することになるか検討するに、本件開示請求においては地番が特定されていることから、登記簿や建築計画概要書等、公開されている情報により本件建築物の所有者の氏名が明らかとなり、条例第7条第2号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。

実施機関の上記説明によると、本件存否情報は、法令の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報に該当するとは認められず、条例第7条第2号ただし書アに該当しない。また、同号ただし書イ及びウに該当する事情も認められないことから、公にすることにより、条例第7条第2号に該当する非開示情報を開示することになると認められる。

この点、審査請求人は、本件建築物の用途は飲食店であるから、審査請求人所有の本件建築物に係る情報は、事業を営む個人の当該事業に関する情報である旨主張している。個人が建築物を所有するという情報は、その建築物が事業用であったとしても、通常は個人に関する情報

と解されるが、審査請求人の主張に鑑み、念のため、本件存否情報の条例第7条第3号の該当性について検討する。

審査請求人が建築物を所有することについて、事業用の店舗が違反建築物である又はその可能性が高いという情報は、一般的に事業主にとって不利益な情報であるといえる上、上記実施機関の説明によると、本件建築物の違反事実は公表されていないとのことであるから、本件存否情報は、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号に該当すると認められる。

したがって、本件対象公文書の存否を答えることは、条例第7条第2号及び第3号の非開示情報を開示することとなるため、条例第7条第6号の該当性について判断するまでもなく、条例第10条により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否した本件処分は妥当であったと認められる。

審査請求人は、その他にも種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 別記1 開示請求の内容

平成29年に本件特定行政庁から静岡県に提出された、特定地番所在の請求者所有の建物に係る報告書及び同報告書添付の書類・図面・写真一式(本件特定行政庁から提供された書類の全て)

別記2 (略)

別記3 (略)